

## 最低賃金法

## 「生活でできる最低賃金」を

小川英郎／弁護士(ウエール法律事務所)

## 賃金と生存権

労働条件の中で最も重要なものは賃金ですが、その賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)を営めるような水準でなければなりません。賃金の決定を労働者と使用者との対等な交渉にだけ委ねておくと、特に労組に組織されていない弱い立場の労働者は、低廉な賃金を甘受しなければならなくなります。

と認めた場合に、審議会での審議・答申を得た後、都道府県労働局長(または厚生労働大臣)により決定されます。

また、最低賃金は正社員だけでなく、パート・アルバイトなど非正社員にも適用されません。雇用形態や呼称は関係ありません。ただし、適用除外となるケースもあります。具体的には、①心身の故障により著しく労働能力が低い人、②試用期間中の労働者、③認定職業訓練を受けている人、④所定労働時間が特に短い労働者、⑤軽易な業務や断続的労働に従事する労働者ですが、適用除外とするには労働局長の許可が必要となります。

## 政治の責任 最賃アップ

日本の最低賃金の水準は、

働者の賃金、③企業の支払い能力を考慮して定めるものとされています(3条)。最低賃金を下回る労働契約は無効となり、最低賃金との差額を支払わなければなりません。違反した使用者には罰則が適用されます。

## 2つの最低賃金

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別(特定)最低賃金があります。

まず地域別最低賃金ですが、産業界や職種を問わず、すべての労働者に適用される最低賃金です。都道府県ごとに全部で47の最低賃金が定められ、毎年10月1日をめぐりに改定されています。

その決定方法ですが、厚生労働省の「中央最低賃金審議

会」と、各都道府県労働局の「地方最低賃金審議会」という二つの審議会(公労使同数の委員で構成)が、賃金実態調査などを参考にしながら審議を行い決定します。

まず、中央最低賃金審議会

が引上げ額の目安を示し、それを参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会が審議・答申を行い、最終的に都道府県労働局長により決定されます。

産業別(特定)最低賃金は、特定の産業について地域別最低賃金に上乗せする形で設定されています。鉄鋼、産業用機械、電機などの業界で最低賃金が定められています。関係労使の申し出にもつき、地方最低賃金審議会(または中央最低賃金審議会)が必要

国際的にも低いと言われており、平均賃金に対する最低賃金の割合で見ると、日本はOECD21カ国の中でも低い水準にとどまっています。また、最低賃金が生活保護水準に満たない「逆転現象」が長らく指摘されるなど、その大幅な引き上げが重要な政治課題とされてきました。

このため、07年に法改正がなされ、第9条3項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定されました。最低賃金を引き上げていくことで労働者の生活の向上を目指すものです。

ただ、審議会での実態はと

いえば、労働者の生計費、企業の支払い能力、生活保護との整合性などを勘案するとさ

かりか、消費税の引き上げも決まっています。最低賃金が十分に上がらなければ、労働者の生活が苦しくなることは明らかです。

今年度の改定により、一番高い東京都の最低賃金は時給869円、最も低いのは鳥取、島根など9県で664円、全国加重平均は764円です。

最低賃金はその適用を受ける労働者のみならず、労働者全体の賃金水準にも大きな影響を及ぼします。特に全労働者の4割近くを占める非正規労働者にとっては切実です。

昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、政労使合意にもとづき、20年までに最低賃金を「全国平均1000円」まで引き上げることが明記されました。普通に働いても生活できないワーキング

プアの増大や貧困拡大が社会問題となっている近年、最低賃金の引き上げが急務となっています。

さらに現在、物価上昇を目指す経済政策が導入され、今後は生活必需品の価格が上昇していくことが予想されるば

問題となっている近年、最低賃金の引き上げが急務となっ